

○夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成19年 2 月28日

条例第30号

(浄化槽清掃業の許可)

第20条 市長は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に定める浄化槽清掃を業として行おうとする者の許可の申請に際して、当該業を行おうとする者が、浄化槽法第36条の各号に適合し、かつ、規則に定める基準に適合していると認めたときでなければ許可してはならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき15,000円の手数料を納入しなければならない。

3 第1項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければその効力を失う。

(浄化槽清掃業の変更の許可及び許可の取消し)

第21条 前条第1項の許可を受けた者が、当該業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第1項の許可を受けた者が、当該業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所等を変更したときは、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前条第1項の許可を受けた者が、浄化槽法、条例又は規則に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて当該業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

○夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成19年 3 月26日

規則第45号

(浄化槽清掃業の許可の基準等)

第14条 条例第20条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、様式第14号による浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者の浄化槽清掃業の許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所を有する者であること。
- (2) 自ら当該事業を実施する者であること。
- (3) 当該事業を行うに足る設備、車両、人員、知識、技能及び経理的基礎を有する者であること。
- (4) 第1号の規定に関わらず、市長が特に認めたときはこの限りではない。

3 市長は、第1項の許可に関し、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の許可をしたときは、様式第15号による許可証を交付する。

5 条例第21条第1項の規定により浄化槽清掃業の事業の範囲を変更しようとするときは、様式第16号による浄化槽清掃業事業範囲変更許可申請書を提出しなければならない。

6 条例第21条第2項の規定により浄化槽清掃業の廃止又は住所等を変更したときは、様式第17号による浄化槽清掃業廃止（変更）届出書を提出しなければならない。

7 市長は、第1項の許可を受けた者に対し、必要な事項に関する報告を求めることができる。